

○安来市教育政策推進会議設置要綱

平成25年6月26日

教育委員会告示第9号

(設置)

第1条 安来市を担う子どもたちのより良い教育環境の実現をめざし、市の教育政策に関し必要な事項を検討するため、安来市教育政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、安来市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の求めに応じ、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 教育政策に関する基本的な考え方及び重点的な教育活動に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから付議事案ごとにその都度教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒等の保護者
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から調査及び検討の結果を教育委員会に報告又は提言するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年7月1日から施行する。